

税務会計論と交差分類 —カフェテリアプランについて—

孔 炳 龍

はじめに

福利厚生は、現代社会の中で様々に変化を遂げてきている。とりわけ、本稿で取上げるカフェテリアプランは、様々な年齢層そして多様なニーズに対応する画期的な福利厚生である。本稿では、カフェテリアプランについて紹介し、カフェテリアプランで課税される場合と非課税の場合の条件について考察し、カフェテリアプランが課税と非課税の交差分類をなす仕組みを一般意味論から明らかにしていきたいと思う。かように交差分類するとき、税務会計では、租税の根拠から、非課税か課税かを明らかにしていると思う。

1. カフェテリアプランの歴史的経緯

カフェテリアプランは、福利厚生の1つである。福利厚生には、法定福利厚生費と法定外福利厚生（企業内福利厚生）がある。カフェテリアプランは、法定外福利厚生の運用管理制度である。

カフェテリアプランの具体的な内容は、所定の期間内に、労働者個々に配分された福利厚生額（クレジットまたはポイントの形態で配分される場合が多い）の枠内で、福利厚生メニューの中から、労働者が自由に選択して利用できる制度である。

カフェテリアプランは1980年代に米国で広まっていき、そして1995年にベネッセコーポレーションによって日本で初めて導入された。この導入を皮切りに、日本でも取入れる企業が緩やかに増えている。

大手企業ではカフェテリアプランを導入しているところが多く、日本経済団体連合会によれば2016年度カフェテリアプラン導入企業は回答企業数676社に対し103社と、15.2%に及ぶ¹。また、企業の9割が従業員1,000人以上の規模である。なお、500人未満の企業でも5.8%はカフェテリアプランを導入している。

①カフェテリアプランのメリット²

企業側のメリットとしてはいままで採用していた企業の福利厚生制度を、カフェテリアプランに移行することによって福利厚生費用を下げることができる。従業員に対して一定のポイントを付与することで福利厚生費が管理しやすくなる。従業員側にもメリットはある。例えば、住宅手当は1人暮らしや家族暮らしの従業員にはなくてはならない手当であるが、住宅手当をもらえない人にはメリットがない。カフェテリアプランに移行することで住宅手当を受けていた人はそのまま同じ手当を受けられるが、手当を受けていない人はその他の補助にポイントを使用することができる。こういった例により、従業員1人1人のニーズに合わせて補助できるということで従業員満足度が高まる、従業員に福利厚生制度を周知することで関心が高まるなど従業員目線のメリットも数多く存在する。また話題性があり新入社員の募集にも「従業員のニーズに答える会社」という宣伝効果もある。

②カフェテリアプランのデメリット

主に上げられるデメリットとしては、企業が維持・管理するにはそれなりにコストがかかる、という点が挙げられる。管理システムを企業でうまく構築できたとしても、それを維持し、さらに年月が経てば従業員の要望も変わっていくので柔軟に対応してシステムを変えていかなければカフェテリアプランとしてのアイデンティティが出てこない。その他にもポイントを翌年度に持ち越しできない企業が多く、従業員は配布さ

1 経団連「第61回福利厚生費調査結果報告」〈<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/106.html>〉2018.12.15参照。同団体加盟企業1,650社を対象に調査されている。

2 RELO「総務人事タイムズ」〈<https://www.reloclub.jp/relotimes/article/10104>〉2018.12.15参照。

れたポイントをなんとしても使わなければならない、もしくは使いきれずに期限切れで無くなるという状況になることがある。またカフェテリアプランへの移行に伴って、廃止する制度や導入するメニューの整合性をとる過程でミスが起こりやすいこともある。

2. カフェテリアプランの福利厚生と給与課税の判断

①経済的利益

給与は、通常、金銭で支給されるものである。しかしながら、食事の提供や社宅の貸与等の金銭以外の物または権利その他経済的な利益により支給される場合もある。通常、かようなものは、経済的利益または現物給与と言われる。

所得税法では、「金銭による収入のみならず、この経済的利益も給与所得の収入金額に含まれる」と規定している³。またさらに、「この場合の収入金額は、その物または権利を取得し、または経済的利益を享受する時における価額とする」と規定している⁴。

経済的利益には、より具体的には、次の表1のようなものが該当する⁵。

3 所得税法36条第1項。

4 所得税法36条第2項。

5 所基通36-15。

表1 経済的利益

	通達文 (所基通36-15)	参考例	課税しない経済的利益
(1)	物品その他の資産の譲渡または低い対価で受けた場合におけるその資産のその時における価額またはその価額とその対価の額との差額に相当する利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社製品の無償支給または低額支給 ・ 食事の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永年勤続者の記念品等⁶ ・ 創業記念品等⁷ ・ 商品、製品等の値引販売⁸ ・ 残業または宿直をした者に支給する食事⁹ ・ 寄宿舎の電気料等¹⁰
(2)	土地、家屋その他の資産(金銭を除く。)の貸与を無償または低い対価で受けた場合における通常支払うべき対価の額またはその通常支払うべき対価の額またはその通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社宅の無償貸与または低額貸与等 	
(3)	金銭の貸付または提供を無利息または通常の利率よりも低い利率受けた場合における通常の利率より計算した利息の額またはその通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅取得資金の無利息貸付または低利貸付等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭の無利息貸付等¹¹
(4)	(2) および (3) 以外の用益の提供を無償または低い対価で受けた場合におけるその用益について通常支払うべき対価の額またはその通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保養所等の福利厚生施設の無償利用または低額利用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用益の提供等¹² ・ 使用者が負担するレクリエーションの費用¹³
(5)	買掛金その他の債務の免除を受けた場合におけるその免除を受けた金額または自己の債務を他人が負担した場合における当該負担した金額に相当する利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅取得資金の返済免除等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者が負担する少額な保険料等¹⁴

出所：所基通36-15をもとに筆者が作成

②非課税所得

所得税法では、非課税所得を規定している。給与に関する非課税所得については次に掲げるものがある¹⁵。

- (a) 給与所得者が職務を遂行するための旅費、転任に伴う転居のための旅費、就職もしくは退職に伴う転居のための旅費で通常必要であると認められるもの¹⁶。
- (b) 給与所得者で通勤をするものがその通勤のために支出する費用として、給与に加算して受ける通勤手当のうち政令で定める者もの¹⁷。
- (c) 給与所得者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的な利益を含む。）でその職務の性質上欠くことのできないものとして政令で定めるもの¹⁸。

なお、非課税とされる職務上必要な給付とは、次のように定められている¹⁹。

- (i) 船員法第80条（食料の支給）の規定により支給される食料その他法令の規定により無料で支給される食料
- (ii) 給与所得を有する者がその使用者から支給される制服その他の身回品。
- (iii) (ii) に規定する者がその使用者から (ii) に規定する制服その

6 所基通36-21。

7 所基通36-22。

8 所基通36-23。

9 所基通36-24。

10 所基通36-26。

11 所基通36-28。

12 所基通36-29。

13 所基通36-30。

14 所基通36-32。

15 所得税法9条。

16 所得税法9条第4項。

17 所得税法9条第5項。

18 所得税法9条第6項。

19 所令21。

他の身回品を受取ることによる利益

③カフェテリアプランの具体例と課税非課税の線引き

主なカフェテリアプランのメニューを示すと次の表2のようになる。

表2 主なカフェテリアプラン

メニュー	内容
社宅利用	借上社宅利用補助
持家施策	住宅ローン利子補助、住宅財形補助
持株会奨励金	自社株取得補助
健康サポート	人間ドック補助、医療費補助
育児支援施策	託児施設利用補助、ベビーシッター利用補助
介護支援施策	在宅身体介護補助、ホームヘルパー補助
リフレッシュ	旅行費補助、映画・観劇・観戦チケット補助
自社製品購入	自社製品購入補助

出所：浅野（2007、p. 157）

カフェテリアプランでは、従業員にポイントが付与される²⁰。かようにポイントを付与された場合、付与時に課税されるか否かが問題になる。役員や従業員の職務上の地位や報酬額に比例してポイントが付与されるものは、カフェテリアプランのすべてについて課税することになる²¹。これは、「役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくて差支えない」という所得税基本通達を準用したものと考えられる²²。こ

20 カフェテリアプランの導入には、中小企業には少し無理がある。そこで、カフェテリアプランの事務作業全般をアウトソーシングする企業も多く見られる。これによって、委託者側は、膨大な事務作業およびそれに伴う人件費やポイント管理システム等の開発費が不要になる。（浅野、2007、pp. 157-158）。

21 浅野（2007、p. 158）。

22 所基通36-29。

これは、後述するが、租税の根拠の公平性に抵触すると考えられるからである。

かような場合は別であるが、通常は、従業員に付与されたポイントに係る経済的便益については、原則として、従業員がそのポイントを利用してサービスを受けたときに、当該サービスの内容により課税（つまり給与等）・非課税（つまり福利厚生費）を判断することになる。

これは、所得税法で、「前項の金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額は、当該物もしくは権利を取得し、または当該利益を享受する時における価額とするという」規定によると考えられる²³。

課税されない経済的利益は企業から現物給付の形で支給されるものに限られることから、ポイントを現金に換えられるなどの換金性のあるカフェテリアプランは、そのすべてに課税することとなる。

これは、所得税基本通達において「当該行事に参加しなかった役員または使用人に対しその参加に代えて金銭を支給する場合を除き、課税しなくて差支えない」という規定を準用していると考えられる²⁴。

それでは、具体的に、カフェテリアプランのメニューに即して、課税（つまり給与等）か非課税（つまり福利厚生費）かを考察してみよう。

まず、カフェテリアプランによる旅行費用等であるが、リフレッシュメニューは、使用者が企画・立案したレクリエーション行事のように従業員等に対して一律サービスが供与されるものではなく、ポイントを利用する従業員等に限り供与されるものであるため、個人の趣味・娯楽による旅費等の個人が負担すべき費用を補てんするものと認められ、給与等として課税対象となる。

ただし、契約施設を利用した場合の一般料金と割引料金の差額に関しては、全従業員等が一律に供与を受けるものである限り、課税しなくて良い。したがって、契約施設の利用料としてポイントを利用した場合は課税しない。

23 所得税法36条第2項。

24 所基通36-30。

自社製品購入については、個人が負担すべき購入代価を使用者が負担するものと認められることから、給与等として課税対象となる。

ただし、かようなメニューを利用した場合、値引率が30%を超えることになることから、原則として値引額全体が課税対象となる。しかしながら、自社製品を一定の条件で値引販売することが確立している場合には、個人が負担すべき購入代価を使用者が負担した部分、つまり、ポイント利用相当額だけが課税対象として良い。これは、所得税法基本通達の「通常他に販売する価額に比し著しく低い価額（通常他に販売する価額のおおむね70%未満）でないことを」を準用していると考えられる²⁵。

雇用主に対しては、役員または従業員の健康管理の必要から、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務づけられている。かようなことから、健康サポートメニューが、従業員の健康管理である場合、課税しなくて良い。

3. 一般意味論

カフェテリアプランは、給与等のように課税されるのか、それとも福利厚生費として非課税であるのか。かように交差分類が生じている背景には、一般意味論で述べられている現実社会の認識に起因すると考えられる。

Korzybski教授は、次のように一般意味論を定義する。

「一般意味論は、普通の意味での『哲学』や『心理学』や『論理学』ではない。一般意味論は新しい『外在的な』学問であり、われわれの神経系を最も有効に使うにはどうすればよいかを説明し訓練するものである²⁶」。

この一般意味論は、次の3つを前提としている。

- (a) 地図は現地ではない（非同一の原理）
- (b) 地図は現地のすべてではない（非総称の原理）

25 所得税基本通達36-23。

26 Korzybski (1933, p. xi)。

(c) 地図は自己反射的である（自己反射の原理）。

先ず、(a)「地図は現地ではない」という「非同一の原理」であるが、これは、「『光』と呼ばれるものを見るとき、何が起こるか考えてみよう。まず、そこにはエネルギー（A）がある。それがわれわれの神経系に反応（B）をひき起こす。この反応について、われわれはある感じ、象、評価といったもの（C）をもつ。この感じ（C）は反応（B）についてのもので、ここまでは非言語的、暗黙的なものである。このあとわれわれは定式化（D）を始める²⁷」。

もし同一化の態度をとるならば、(D)は（A）に等しいと考える。しかし、非同一の原理では、(D)は（A）ではない。つまり、「話す内容」は「話しているそのもの」ではないということになる²⁸。

次に、地図は現地のすべてではないという「地図は現地のすべてではない」という「非総称の原理」であるが、「さらにわれわれが言語で言うことは、どんなに詳細に語っても、語ろうとする現地についてすべてを語りはしない。どんなに詳細に（D）を組み立てても常に（A）の要素が残る²⁹」。

最後に、「地図は自己反射的である」という「自己反射の原理」であるが、「第三の前提は、言語でもって言語について語ることができるということで、記号の用い方は自己反射的だということである³⁰」。

この一般意味論の「意味論」という用語は、19世紀末に、フランスの言語学者Bre'al教授によって創出されたといわれている³¹。

現代における意味論の系統をみると、次の三つの流れがある。

- ①言語学的意味論
- ②哲学的意味論
- ③一般意味論

27 井上尚美他（1974、p. 25）。

28 井上尚美他（1974、p. 25）。

29 井上尚美他（1974、p. 26）。

30 井上尚美他（1974、p. 26）。

31 井上尚美他（1974、p. 57）。Bre'al（1900）。

このうち、①の言語学的意味論であるが、これは語義学ともよばれ、意味の歴史的な変遷について通時的に研究していくものである³²。また②の哲学的意味論は、記号論理学と密接に結びついており、言語の有意義であるための規則を述べるのが研究されている³³。

そして、③の一般意味論は、言語と思考と行動との間の関係を研究するもので、これには二つの流れがある。1つは、本稿が採用しているもので、哲学的意味論の影響のもとに、Korzybski教授によってとなえられたアメリカ派の応用意味論であり、他の1つは、Ogden教授およびRichards教授によるイギリス派である³⁴。

イギリス派は、「意味論」とは称していないが、その著書『意味の意味』の中で次の図1のように明らかにしている。

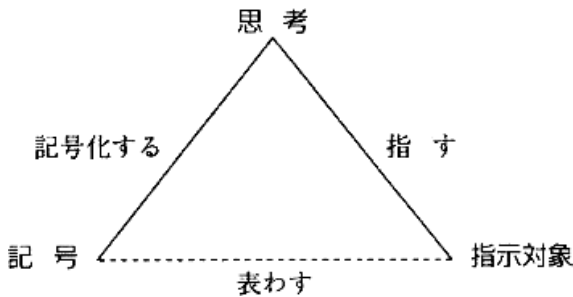


図1 ことばとものつながり

出所：Ogden and Richards (1969, pp. 10-12)

この図1から明らかのように、底辺は点線になっている。これは、ことばと、ことばによって示されているものとの間には直接のつながりは存在せず、その回路はことばによって心の中によびおこされ、ものをさす心的内容を経由していかなければならないことを表わしている³⁵。

このことからわかるように、Korzybski教授の一般意味論の「地図は

32 井上尚美他 (1974, p. 57)。

33 井上尚美他 (1974, p. 57)。

34 井上尚美他 (1974, pp. 57-58)。

35 井上尚美他 (1976, pp. 58)。

現地ではない」という思考は、Ogden教授およびRichards教授による考えとこの点で同じ前提に立脚していると考えられる^{36,37}。

この一般意味論の前提にもとづくと、一般に多くの人々が2つの世界に住んでいることが明らかになる。1つは、自分の経験で直接知り得る世界で、これを「外在的世界」という。これは、感覚器官から取入れた情報によって構成され、「エピソード記憶」として記憶される。他の1つは、言語による報告によって知り得た世界であり、「言語的世界」といい、本や新聞そして有価証券報告書等から得た知識はこれに当たるこ

36 井上尚美教授他は次のように述べている。「コージブスキーは『意味の意味』を批判しているけれども、『地図は現地ではない』ことを強調する彼の一般意味論の原理がオクデンとリチャーズの考えに負っていることはたしかである」(井上尚美他、1974、pp. 58-59)。船本教授は抽象過程が単に認識対象だけでなく、認識主体にも依存することを次のように明らかにしている。「……(前略)……5分だけ、左手を左の10℃の水の入った容器に、同時に右手を右の50℃の水の入った容器につっ込んだ後、同時に中央の30℃の水の入った容器に両手を入れたならば、中央の水は、これを熱く感じるだろうか、あるいは冷たく感じるだろうか、そのどちらであろうか。もちろん、左手には熱く右手には冷たく感じるのは、当然のことである。それでは、中央の水は熱いのであろうか冷たいのであろうか、本当はどちらなのであろうか。実際に容器に手をつっ込んだ人にとっては、中央の水は熱くもありかつ冷たくもあるのである。したがって、熱いあるいは冷たいのは容器の水ではなくて、これについて人間の頭の中で構成された抽象概念なのである。この実験は、抽象過程が単に認識対象だけでなく、認識主体にも依存することを明示しようとするものである。すなわち、これは、われわれがややもすれば抽象過程において認識対象だけに注意を集中する傾向のあることをかながみて、われわれは、われわれに対して抽象過程においては抽象主体たる認識主体が重要な役割を果たすことを、提示しようとするものである」(船本、1991、pp. 96-97)。

37 関教授は、次のように述べている。「これは意味論の幽霊にたとえることができる。われわれは、文法は人間が作り出したものであることを忘れ、あたかも自然の事実であるかのように思い込んでいる。子供のときから文法を守ることは教えられるが、文法が不完全であることは教えられない。本当は事実になんらかの属性があるのではない。主語が示そうとするのは事実の間における時間—空間の秩序、観察者と観察されるものとの関係、語り手と語る内容との関係である。ところが、言語を発明した人間は言語を使用する人間を忘れていて。彼らは実在の本質を考えるとき、それを抽象する彼ら自身の役割を看過してしまっているのである」(関、1978、pp. 59-60)。

とになる。

また、このような2つの世界に対応して、ことばの意味を記憶していくのであるが、意味には、次の2つの種類を想定することができる。

- ①外在的意味：これは、外在的世界においてその語が指し示している対象であり、一番確実な外在的意味の伝え方は、聞き手を現地に連れて行き、実物を指し示すことである。
- ②内在的意味：これはその語を聞いた（知った）時に頭の中に想起される内容で、言語で記述することも可能である³⁸。

企業の経営者が、カフェテリアプランで福利厚生費を記帳する場合、税務調査などで国税調査官などが見る場合、内在的意味で当該企業のカフェテリアプランを解釈することになる。

この内在的意味は、基本的には、その語を聞いた（知った）時に、当事者が頭の中に想起される内容である。ゆえに、たとえば「犬」という語に対して、「人間に最も忠実な動物」を想起する者もいれば、「スパイ」と捉える人もいることになる。また、生物学の分類ならば、「食肉目、イヌ科の哺乳類の動物」とすることが適切のように思われる。このように、内在的意味では、当事者に様々な意味が想定される可能性があるのである。

カフェテリアプランについて、給与等で課税するか、福利厚生費として非課税であるか、とりわけグレーゾーンであるとき、様々な内在的意味を国税調査官などは考えると思われる。

4. 交差分類と名付け

カフェテリアプランの場合、これまで述べてきたように、給与等とみなされ課税される場合と、福利厚生費のように非課税とみなされる場合で、交差分類をしている。そこでなぜ交差分類するのかを、一般意味論から明らかにしたいと思う。

先述の一般意味論の3つの前提にもとづくと、次の分類と名づけのよ

38 藤澤 (2011, pp. 59-60)。

うな交差分類が生じることになる。

「(前略) ……図には八個の物がある。これを動物と見よう。四つは四角い頭をしており、さらに、その分類とは別に、四つは巻いた尻尾を、四つは真っ直ぐな尻尾をしている。これらの動物があなたの村を走り廻っているとしよう。初めはあなたにとって大して重要でもないのあなたはかれらを見無視していた。名をつけようとしなかった。ところが、ある日、小さいほうがあなたの家の穀物を食ってしまったことがわかる。大きいほうは、そういうことはしなかった。そこで自然に区別されるようになり、A・B・C・Dに共通の特性を抽象して、あなたはそれらをゴーズと呼び、E・F・G・Hをギーギと呼ぶことにした。あなたはゴーズは追いはらうが、ギーギは放っておいた。けれど、あなたの近所の人とは別の経験をした。四角の頭のは噛みつくが、丸いのは噛み付かない。そこで、B・D・F・Hに共通の特性を抽象し、かれはそれをターバーと呼び、A・C・E・Gをトーポーと呼んだ。ところが近所のもう一人が、巻いた尻尾のは蛇を殺すが、真直ぐの尻尾のは殺さないことを発見した。そこでもう一つの共通の特性を抽象して、A・B・E・Fをブーサー、C・D・G・Hをブーサーナと呼んで区別した³⁹」。

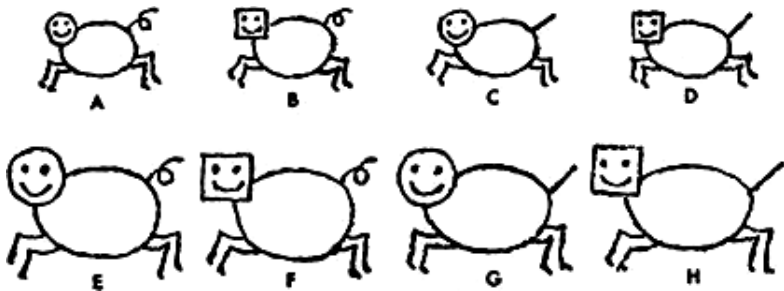


図2 名づけと分類

出所：Hayakawa (1978, p. 201)

かように、名づけと分類のときに、(a) 地図は現地ではない（非同一

39 Hayakawa (1978, p. 201)。

の原理) (b) 地図は現地のすべてではない (非総称の原理) (c) 地図は自己反射的である (自己反射の原理) ということから、対象となる動物の特性をとらえて抽象化していることに注目すべきである。この名づけと分類ではかような交差分類が生じていることになる。つまり、Aは、ゴーズでありまた、ゴーズやブーサーでもあることになる。かような交差分類は、田中茂次教授により、言語学から会計学に導入された概念である。

そこで、田中教授にもとづき、交差分類をより具体的に説明しよう。「例えば『日本、太郎、少年、本』という四つの名詞があるとする。いま、これを (i) 固有名詞であるか普通名詞であるかという観点から分類すると、『固有名詞……日本、太郎』と『普通名詞……少年、本』という四つの名詞があるとする。これに対して、(ii) 人間性名詞であるか非人間性名詞であるかという観点から分類して見ると、『人間性名詞……太郎、少年』と『非人間性名詞……日本、本』とに分類される。ここで『太郎』を例にとると、それは固有名詞であるという点では『日本』と同類であるが、人間性名詞であるという点では、『日本』とは異なり、むしろ『少年』と同類である⁴⁰」。

この田中教授の例で、固有名詞と人間性名詞に共通するものは、『太郎』になる。田中教授はさらに、次のようにこの交差分類を資産の区分基準に当てはめて説明している。

図3は、二つの資産区分基準を表わしている。

実は、税務会計理論で課税か非課税かの対立する論点の多くは、対象となる税務事象がどの分類に属するかを問うものが多い。その場合、問題になるのは、その対象となる税務事象の特性が複数の分類で交わっているのである。図3で説明すると、現金は、流動資産の分類に属し、そして、貨幣性資産の分類にも属するのである。この場合は、論争は生じないが、例えば、本稿でとりあげているカフェテリアプランのように、給与等に属して課税されるか、福利厚生費に属して非課税か、対立する

40 田中 (1995, p. 89)。

(1) 流動性・固定性の区分基準		
流動資産	：現金（貨幣）	¥10
	商品（非貨幣）	20
固定資産	：長期貸付金（貨幣）	30
	建物（非貨幣）	40
(2) 貨幣性・非貨幣性の区分基準		
貨幣性資産	：現金（流動）	¥10
	長期貸付金（固定）	30
非貨幣性資産	：商品（流動）	20
	建物（固定）	40

図3 二つの資産区分基準

出所：田中（1995、p. 90、図表2-24）

ことになる。

名づけや分類をおこなうさいに、重要になるのは、対象のどの特性に着目するかである。Hayakawa教授は、名づけでは、対象となる動物の多くの特性の中から、注目すべき特性を選択し、それにもとづいて、分類をしているのである。

5. カフェテリアプランの課税・非課税の根拠

租税の根拠には、大きくは①公平性②租税平等主義③効率性の3つがある⁴¹。

①公平

公平には、水平的公平と垂直的公平の2つがある。水平的公平とは、等しい状況にある者には等しい負担という考えであり、垂直的公平とは、異なる状況にある者にはそれに応じた負担という考え方である。福利厚生費の非課税の条件に照らして公平からみると、水平的公平の考え方にもとづくと思われる。もし、水平的公平のみを追究するならば、すべて

41 岡村他（2010、p. 5）。

の者に同額の税を負担させる人頭税で良いことになる。なぜならば、等しい状況にある者にも、そうでない者にも、必ず等しい税負担が課されるからである。しかしながら、貧しい者と富める者とが、実際には存在することから、税負担には各人ごとの差異を設けるべきと考えられる。垂直的公平は、かような差異をどのような基準でどれだけ設けるかを問題とするものである。

②租税平等主義

公平の議論は、主に立法政策論として展開されるが、さらに平等原則を定める憲法14条にもとづき、立法に対する制約や法の執行についても主張される⁴²。その場合、多くは、租税平等主義または公平負担原則といわれる。この租税平等主義では、同様の状況にある人に異なる税負担を課されることを問題とすることから、水平的公平にもとづく議論であることは明らかである。

かような租税平等主義は、差別禁止を示唆している。「平等原則を真に問題としなければならないのは、性別や人種など憲法14条が列挙する要素にもとづいた法律上の差別や、社会におけるそうした差別や法の解釈適用に取り込まれる現象である。たとえば、主婦を単位とする所得計算を導入すれば、第2の働き手による追加的所得には高い累進税率が課される。それが女性の社会進出を阻害したり、低賃金の臨時的雇用に就かせたりするのであれば、女性に対する差別とされる可能性がある。また、企業が被用者に与える給与以外の利益に性別による差別がある場合に、課税庁がそれを非課税と扱えば、その非課税は差別である⁴³」。

カフェテリアプランの非課税の条件に照らして租税平等主義からみると、無差別扱いの原則の考え方にもとづくと思われる。

③効率性

人々が無駄なく財を用いることを、効率性という⁴⁴。「すなわち、ある社会（社会Ⅰ）の成員の誰の効用（財の消費から得られる満足）をも

42 岡村他（2010、p. 11）。

43 岡村他（2010、p. 13）。

44 岡村他（2010、p. 14）。

低下せずに、少なくとも1人の効用が増加する社会（社会Ⅱ）があるとき、社会Ⅱは社会Ⅰに比べて効率性の点で改善されているといえる（パレート改善）。そして、この改善を可能なかぎり行ったとき、最も効率的な社会が達成されていることになる（パレート最適）。この状態は、すべての消費者と生産者の限界代替率が等しくなるときであり、それは完全競争市場において達成される⁴⁵」。

一般に奢侈品は弾力性が大きく、生活必需品は弾力性が小さいことから、両者の価格が同じ場合、前者には軽い税率を、後者には重い税率を適用することが効率性の要請に合致することになる。かような課税のあり方は、公平の理念とは明らかに異なり、そのままでは受け入れられない⁴⁶。

おわりに

本稿では、カフェテリアプランについて、その内容が、給与等に分類され、課税対象になる場合と、福利厚生費として分類され、非課税になる場合について考察してきた。かようにカフェテリアプランの内容は、一般意味論から明らかにしてきたように、給与等としての課税対象に分類されるか、福利厚生費として非課税に分類されるか、交差分類を生じているのであるが、かような分類を規定するのが租税の根拠ということになる。

（引用・参考文献）

（外国文献）

Bre'al, Mishel, *Semantics, Studies in the Science of Meaning*, Translated by Mrs. Henry Cust, New York, Henry Holt and Co. 1900.

Hayakawa. S.L. *Language in Thought and Action, Fourth Edition*, Jovanovich, Inc, 1978.

45 岡村他（2010、p. 14）。

46 岡村他（2010、p. 14）。

Korzybski, Alfred, *Science and Sanity: An Introduction to Non-Aristotelian Systems and General Semantics*. Lancaster, Pa.: Science Press Printing Company, 1933.

Ogden, C. K, and. I.A. Richards, *The Meaning of Meaning, 10 Thed.* London: Routledge & Kegan Paul Ltd, 1969.

(日本文献)

浅野 務 「カフェテリアプランによる福利厚生と給与課税の判断ポイント」『税理』第1号、2007年、pp. 154-160。

井上尚美・福沢周亮・平栗隆之 『一般意味論 言語と適応の理論』河野心理、1974年。

岡村忠生・渡辺徹也・高橋祐介 『ベーシック税法 第5版』有斐閣アルマ、2010年。

関 計夫 『適応と意味論』金子書房、1978年。

田中茂次 『会計言語の構造』森山書店、1995年。

藤澤伸介 『言語力 認知と意味の心理学』新曜社、2011年。